

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第9回議事要旨

1 日 時 平成19年4月16日（月）17:00～18:50

2 場 所 総務省9階第3特別会議室

3 出席者 堀部座長、村井座長代理、安藤構成員、多賀谷構成員、
中村構成員、舟田構成員、村上構成員
有富総務審議官、鈴木情報通信政策局長、森総合通信基盤局長、
寺崎政策統括官、中田大臣官房審議官、佐藤情報通信政策課長、
内藤通信・放送法制企画室長

4 議事要旨

(1) 伝送インフラ関係の課題

「第9回研究会資料～伝送インフラ関係～」(資料2)及び「伝送インフラ関係・論点(案)」(資料4)について事務局から説明した。その後、「融合時代における情報通信に係る技術標準について」(資料3)と題して、特に民間規格に着目しつつ、情報通信分野の標準化制度の現状及び融合時代における課題などについて、社団法人情報通信技術委員会竹田義行専務理事から説明を受け、質疑応答を行った。その概要は以下のとおり。

- 融合分野の標準化活動での通信事業者、放送事業者の交流を進める上で何か鍵となるかとの質問に対し、「業界横断的な活動は、新サービスが目に見える形でビジネスとして出てこないと前に進まないが、そういう動きが徐々に始まっている。」と回答。
- 韓国のETRIやTTA、EUのETSIを日本に当てはめるとどうなるかとの質問に対し、「ETRIはそれ自身実力があり、今のNICTではそこまでは難しい。資金の提供、研究開発、標準化という一貫通貫の流れを作ることが重要。」と回答。
- TTC、ARIB、JCTEAのコーディネーション等に関する質問に関し、「例えば3GPPにはTTC、ARIB双方が参加し、ネットワーク側はTTC標準、無線はARIB標準としている。プロジェクトごとに分担。」と回答。
- IPTVでは、ミドルウェアで番組コントロールの仕組みになるのではとの質問に対し、「サービスごとに様々なミドルウェアを作り、最終的にテレビ視聴ができるという仕組みになると思う。」と回答。

(2) フリーディスカッション

竹田専務理事も参加し、フリーディスカッションを行い、電気通信設備規律、標準化制度、伝送サービス規律のあり方について意見の集約を図った。なお、フリーディスカッションにおける主な意見は以下のとおり。

ア 電波を中心とした電気通信設備規律の在り方

- 電波については、アナログ放送用周波数の跡地利用が焦点となっている。
- IP・デジタルでネットワークの融合や集約が図られる場合、伝送インフラ制度は当然集約化すべきで、電波については、「電波特区」の議論を進める一方、免許区

分の柔軟化など、技術を制度で邪魔しないような方策を考えるべきではないか。

イ 標準化制度の在り方

- ユーザのニーズに柔軟にこたえるには、技術基準について、複数の選択肢や、適合性を検証しつつ新しいサービスを柔軟に採用する余地を設けるべきではないか。
- 法律ごとに縦割りとなっている技術標準の構造について、それが重要だとしても、「横につなぐ」機能や発想が必要ではないか。
- デジタルテクノロジーの急速な技術の変化を鑑み、標準やそれに基づく規制の在り方の考え方は変化するべきではないか。そのことは技術を国際的にマーケット展開する上でも重要ではないか。
- 強制規格と任意規格の線引きは柔軟性が必要であり、E T S I との比較でいえば、情報通信審議会の機能をどう扱うかなどが論点になるのではないか。
- 基本的にE T S I はエッセンシャルリクワイアメントに絞って押さえるとの考え方をとっており、汎用性を考えれば、標準化すべきところをできるだけ絞る方式にならざるを得ないのではないか。
- 電気通信事業、有テレ施設、C S 受託放送関連の設備規則などは、簡素化・一本化を考えてよいのではないか。
- 通信・放送融合環境下では、放送受信機が当然に通信機能を持つようになり、そのような時代に、放送受信機を技術基準から除外してよいのか。
- 国際標準化にあたっては、中国をはじめとするアジアの動向を意識する必要があるのではないか。

ウ 伝送サービス規律の在り方

- 伝送サービス規律について、通信・放送にまたがるサービスレイヤーの法律ができるか検証するべきではないか。
- レイヤーに分ける場合にも、「儲かる」ことが確実な周波数とそうでない周波数があり、それぞれの需要と供給を考えるべきで、需要が大きく、レイヤー間の自由な取引に委ねてはうまくいかない場合をどうするかが課題ではないか。
- 地上放送事業者等規律については、基幹放送的部分とそうでない部分に分かれるのかどうか論点であり、基幹放送性を検証する必要があるのではないか。
- 外資比率についても議論する必要があるのではないか。
- キー局のネットワークで番組を流通する仕組みは、コンテンツの自由な流通という点では阻害要因になるため、基幹放送とそれ以外のコンテンツの流れについて「非対称規制」のような何らかの仕組みを考える必要があるのではないか。

(3) 次回会合

平成19年4月27日（金）10：00より開催。議題は、「中間取りまとめに向けた議論」（非公開）。

以 上